

税

務

課

か

ら

の

お

知

ら

せ

● 市・県民税の主な改正について

☆ 佐賀県森林環境税が導入されました。

大切な森林を守り育てていく財源として、佐賀県では、平成20年4月1日から「佐賀県森林環境税」が導入されました。

この森林環境税は、県民税均等割の額と合わせて納めていただくことになります。

個人県民税均等割額 年額 1,500円
(うち、森林環境税分500円)



【森林環境税で取り組む新たな事業案】

- ・ 県による荒廃森林の再生
- ・ 市町による公有林化
- ・ 県民の皆様からの提案公募事業
- ・ 県、市町、CSO等による協働事業

【お問い合わせ先】

- ◇税の仕組みについて
県税務課 電話 0952(25)7021
- ◇新たな森林づくり・
税の使いみちについて
県森林整備課 電話 0952(25)7135

☆ 65歳以上の方に適用される非課税措置廃止に伴う経過措置が終了しました。

年齢65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が、平成18年度に廃止されました。

これに伴い、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、合計所得金額が125万円以下の方については、平成18年度は税額を3分の1、平成19年度は3分の2とする経過措置が設けられていましたが、この経過措置は平成19年度までとなっており、平成20年度からは上記条件の該当者の方についても通常での課税となります。

● 平成20年度国民健康保険税の改正について

☆ 後期高齢者の支援について

後期高齢者医療制度では、74歳以下の公的医療保険の被保険者が国民健康保険税の一部を「後期高齢者支援金」として負担していただくことにより、その費用の一部をまかなうことになっています。

これにより、国保税の項目を**医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分**に分けて課税することになりました。

国保税の項目に、新たに後期高齢者支援金分が加わりましたが、医療保険分と後期高齢者支援金分を合算すると、平成19年度分の医療保険分の税率等と変わりません。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割 (世帯の所得に応じて計算)	8.8%	2.2%	2.1%
均等割 (世帯の加入者に応じて計算)	19,200円	6,600円	8,900円
平等割 (1世帯にいくらかと計算)	27,800円	5,800円	5,100円
限度額	470,000円	120,000円	90,000円

☆ 65歳以上の公的年金所得者に対する経過措置がなくなります

65歳以上の公的年金等控除が縮小されたことによる急激な税負担を緩和するため、公的年金等から平成18年度は13万円、平成19年度は7万円をさらに控除して所得割の計算をしていましたが、経過措置が終了したことにより平成20年度分からはこの控除がなくなりました。



担当: 楠原

☆ 後期高齢者医療制度の創設に伴う軽減措置

75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行されても、国保の負担が制度移行前と同程度になるよう一定期間、軽減措置が設けられています。

- ①国保の加入者が後期高齢者医療制度に移行し、国保の世帯員が減少した場合、後期高齢者へ移行した方の人数、所得も含めて5年間軽減判定を行います。
- ②国保の加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その世帯で残った国保加入者が1人になった場合、平等割が5年間半額になります。
- ③会社の社会保険などに加入している被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その方の被扶養者（65～74歳）が国保に加入する場合、2年間、所得割を0円、均等割を半額にします。なお、旧被扶養者のみで構成される世帯については平等割も半額になります。

☆ 国保税は世帯主が納税義務者

国保税は世帯を単位とし、世帯主が納税義務者となります。世帯主が国保に加入されていない場合であっても、世帯の中に国保に加入している人がいる場合、世帯主が納税義務者となります。

世帯主が後期高齢者医療制度の対象者である場合、国保税の計算の対象にはなりません。世帯の国保加入者の分については国保税を納めていただくことになります。この場合、後期高齢者医療保険料は年金から天引き（一部のぞく）されますが、国保税は個人で納めていただくことになります。

● 固定資産税の税率は不均一課税です —平成20年度まで—

固定資産税の税率は、合併後3年間は旧市町ごとに不均一の税率で課税することが合併前の協議会で決定しています。6月15日に送付する納税通知書の固定資産税額の欄には旧武雄市地区にある固定資産分と旧山内町・旧北方町地区にある固定資産分を分けて記載しておりますのでご確認ください。

● 省エネ改修を行った住宅の固定資産税が減額されます

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅を対象に、120㎡分までを限度とし、翌年度分の税額を3分の1減額します。

要件

- 次の①～④までの工事のうち、①を含む工事を行い、現行の省エネ基準に新たに適合することになること。（外気等と接するものの工事に限ります）
 - ①窓の改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱工事
- 改修工事を行う住宅（賃貸を除く）が平成20年1月1日に存すること。
- 改修工事にかかる費用が30万円以上であること。

減額措置を受けるためには、改修後3カ月以内に建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書を添付して市役所税務課に申告が必要です。

● 差し押さえ財産合同公売会のお知らせ

昨年度は2回、滞納者から差し押さえた財産の公売会を武雄県税事務所と合同で行いました。本年度の第1回公売会を次のとおり行いますのでぜひご来場ください。今回は、新たに鹿島市・嬉野市が参加して武雄県税事務所と3市の合同公売会になります。購入を希望される方、詳しい事はお問い合わせください。

- ◆ 入札……6月21日(土) 午前10:30～10:45まで
 - ◆ 開場……午前10時
(指示があるまで物件を確認できます。)
 - ◆ 場所……武雄市文化会館ミーティングホール
 - ◆ 公売方法……入札で行います。
 - ◆ 公売物件……約250点を予定しています。
 - ◆ 公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
 - ◆ 当日必要なもの
 - ・ 印鑑（認印で可、法人の場合は代表者印）
 - ・ 購入代金（入札金額と消費税）
 - ・ 本人確認ができるもの
(運転免許証、健康保険証など)
 - ・ 委任状（代理人が入札する場合）
 - ◆ 督促状発送日から10日を経過した日までに完納しないと差し押さえの対象となります。
 - ※ 公売前に滞納の税が完納された場合などに公売中止となることもあります。
- 問い合わせ先 武雄県税事務所 電話 23-3103
武雄市税務課 電話 23-9220